

離婚届に伴うお手続き

大洲市に住所がある方の主な手続きのご案内です。

■ 住所等の変更について（本庁1F 市民課または各支所）

- ・ 住所や世帯主を変更される方は、別に住民異動の手続きが必要です。詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

■ 印鑑登録をされている方（本庁1F 市民課または各支所）

- ・ 離婚により氏を変更された場合、印鑑登録証が使用できなくなる場合があります。詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

■ マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方（本庁1F 市民課または各支所）

- ・ 離婚により氏を変更された場合、または市内間で住所変更された場合は券面記載事項変更の手続きが必要です。

<必要なもの>

- ・ マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード
- ・ 暗証番号

■ 健康保険について（本庁1F 市民課または各支所） ※保険者は健康保険証の表紙に記載しています。

- ・ 配偶者の扶養になっていた場合、離婚によって配偶者の保険から抜けることになります。お勤め先で健康保険を取得されない方やお勤めしていない方は国民健康保険に加入する必要があります。

<必要なもの>

- ・ 健康保険資格喪失証明（相手方の職場の事務担当者にご相談ください。）

■ 年金の種別変更について（本庁1F 市民課または各支所）

- ・ 配偶者の扶養になっていた場合、離婚によって国民年金の第3号被保険者の資格が喪失します。第1号被保険者へ種別変更の手続きが必要です。

■ ひとり親家庭医療について（本庁1F 市民課または各支所）

- ・ ひとり親家庭医療費助成は、ひとり親家庭の母または父が20歳未満児童を養育・監護しその児童が20歳になるまで、医療費の一部負担金を助成する制度です。
- ・ 所得制限等がありますので、詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

■ 児童扶養手当について（本庁1F 子育て支援課または各支所）

- ・ 児童扶養手当は、ひとり親家庭などに対して支給される手当です。（対象となる児童は、18歳に達する年度末までの児童。ただし、障がい児の場合は20歳未満です。）
- ・ 所得制限等がありますので、詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

■ 児童手当について（本庁1F 子育て支援課または各支所）

- ・ 0歳から中学校修了までの子どもを養育する父母等に支給されます。離婚によって養育者や養育する子どもの数に変更となる場合、受給者や子どもの住所氏名に変更となる場合は届出が必要です。

■ **離婚時の年金分割について（松山西年金事務所 ☎(089)925-5105 住所：松山市南江戸3丁目4番8号）**

- ・離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。原則として離婚後2年以内に手続きを行っていただく必要があるため、松山西年金事務所(最寄りの年金事務所)までご相談ください。

■ **公金口座振替の変更・廃止について（各金融機関窓口）**

- ・公金口座振替を変更・廃止される方は、手続きが必要です。

<必要なもの>

- ・本人確認書類
- ・届出印

（取引のある金融機関へお問い合わせください。）

■ **その他の手続きについて**

- ・運転免許証の書き換え、カード類、通帳の名義変更等さまざまな手続きが考えられます。事前にそれぞれの機関で手続きの方法、必要な書類等の確認をされることをおすすめします。

※記載以外の手続きが必要となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

ご不明な点は、お気軽に各窓口までご相談ください。

【問い合わせ先・受付時間】

大洲市役所

本 庁 ☎（0893）24-2111 長浜支所 ☎（0893）52-1111

肱川支所 ☎（0893）34-2311 河辺支所 ☎（0893）39-2111

月曜日～金曜日（祝日を除く）午前8時30分～午後5時15分